

所得税の確定申告

市役所の会場では受けられない申告

☆次のア～キは**市役所での申告受付ができません**ので、土浦税務署で申告してください。

- ⑦分離課税（土地・建物、株式などの譲渡、上場株式などの配当所得、先物取引に係る雑所得など）の申告
- ⑧損益通算、繰越控除のある申告
- ⑨雑損控除の適用を受ける申告
- ⑩青色で確定申告を行う事業主の申告
- ⑪住宅ローンを連帯で借入している方で、住宅ローン控除の適用を受ける申告
- ⑫住宅関連特別控除（省エネ改修工事、バリアフリー改修工事、耐震改修工事など）の適用を受ける申告
- ⑬平成 28 年分以前の確定申告、修正申告および更正の請求

申告に必要なもの

※一覧に無い収入や控除を申告する場合は、事前にお問い合わせください。

<input type="checkbox"/> マイナンバーカード (または通知カードおよび身分証明書)		申告する方だけでなく、扶養親族分のマイナンバーも記載が必要となります。代理人が申告書を提出する場合は、代理人の身分証明書をお持ちください。	
<input type="checkbox"/> 印鑑			
<input type="checkbox"/> 本人名義の口座番号のわかるもの		所得税が還付になる方のみ必要です。	
収入のわかるもの	<input type="checkbox"/> 給与の源泉徴収票（原本）	複数ある場合はすべて必要です。例年、複数あるうちの一部をお忘れの方がいますのでご注意ください。	
	<input type="checkbox"/> 年金の源泉徴収票（原本）		
	<input type="checkbox"/> 収支内訳書（営業・農業・不動産）	必ず事前に作成してください。収支内訳書が作成されていない場合には申告を受け付けできません。	
	<input type="checkbox"/> 支払調書	外交員報酬、原稿料、公演料などの収入がある方	
	<input type="checkbox"/> 支払通知書	生命保険の満期保険金、解約返戻金などを受け取った方	
控除のわかるもの	<input type="checkbox"/> 控除証明書		生命保険、地震保険、国民年金などの控除証明書や納付済証明書
	医療費控除	<input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書	本紙 20 ページの【医療費控除の明細書】を事前に作成して持参ください。 ※おむつ代の控除を受ける場合は「おむつ証明書」が必要になります。2 年目以降は介護福祉課発行の「おむつ代の医療費控除証明書」で代用できます。
	医療費控除の特例	<input type="checkbox"/> セルフメディケーション税制の明細書および一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類	国税庁のホームページから【セルフメディケーション税制の明細書】をダウンロードして事前に作成してください。 ◎国税庁 HP アドレス… http://www.nta.go.jp
	<input type="checkbox"/> 障害者手帳など（障害者控除認定書）		障害者控除を受ける方

忘れ物がないか
チェックしよう



セルフメディケーション税制による医療費控除の特例

健康の保持増進および疾病の予防として一定の取り組みを行う方が、特定一般用医薬品等購入費（※）を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

※特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品から薬局などで購入できる OTC 医薬品に転用された医薬品（スイッチ OTC 医薬品）の購入費のことをいいます。

詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください ⇒ <http://www.mhlw.go.jp>